

15 その他（経過措置関係）

(10) 人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース（建設分野））

雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「雇保法」という。）第62条第1項第6号並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」という。）第115条第16号及び第118条に基づく人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース（建設分野））（以下「助成金」という。）の支給については、第1共通要領に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

0100 趣旨	0300c 支給要件・支給額（雇用管理制度助成コース（建設分野）（登録基幹技能者等の処遇向上支援助成））
0101 趣旨	
0102 人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース（建設分野））の種類	0301c 目的
	0302c 定義
0200 定義	0303c 支給対象事業主の範囲
0201 建設労働者	0304c 対象となる登録基幹技能者等
0202 建設事業主	0305c 支給額
0203 中小建設事業主	
0204 所定労働時間	0400 増額改定整備計画（雇用管理制度助成コース（建設分野）（登録基幹技能者等の処遇向上支援助成））
0300 支給要件・支給額	0401 増減改定整備計画の提出
0300a 支給要件・支給額（共通）	0402 増減改定整備計画の期間
0301a 支給対象事業主等	0403 増額改定整備計画書の提出期間
0302a 支給対象とならない者	0404 添付書類
0303a 消費税相当額の取扱い	0405 増額改定整備計画の受理等
0304a 併給調整	0406 確認事項
0300b 支給要件・支給額（雇用管理制度助成コース（建設分野）（目標達成助成））	0407 受理基準
0301b 目的	0408 増額改定整備計画の変更
0302b 定義	0500 支給申請書の提出
0303b 支給対象事業主の範囲（入職率目標達成助成（第1回））	0501 支給申請書の提出
0304b 支給対象事業主の範囲（入職率目標達成助成（第2回））	0502 支給申請書の受理及び審査
0305b 支給額（入職率目標達成助成（第1回））	0600 支給要件の確認
0306b 支給額（入職率目標達成助成（第2回））	0601 支給要件の確認（共通）
	0602 支給要件の確認（雇用管理制度助成コース（建設分野）（目標達成助成））
	0603 支給要件の確認（雇用管理制度助成コース（建設分野）（登録基幹技能者等の処遇向上支援助成））

0700 支給決定

0701 支給決定

0702 支給決定に係る事務処理

0800 雑則

0801 財源区分

0900 委任

0901 公共職業安定所長への業務の委任

1000 附則

1001 施行期日

1002 経過措置

0100 趣旨

0101 趣旨

本助成金は、建設業における労働者の雇用の改善を図り、もって建設労働者の確保並びに雇用の安定に資するために中小建設事業主に対して必要な助成を行うものである。

0102 人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース（建設分野））の種類

コースの種類は次のとおりとする。

- イ 雇用管理制度助成コース（建設分野）（目標達成助成）
 - ロ 雇用管理制度助成コース（建設分野）（登録基幹技能者等の処遇向上支援助成）
-

0200 定義

0201 建設労働者

建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する建設事業に従事する労働者をいう。

また、建設事業の範囲は、日本標準産業分類（総務省平成25年10月改訂）及び建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項の定めるところにより、別表1及び別表2のとおりとする。

0202 建設事業主

建設労働者を雇用して建設事業を行う者であって、雇用保険に加入している次のイ又はロに該当し、かつ、法第5条第1項に定める雇用管理責任者を選任しているものをいう。

- イ 「建設の事業」としての雇用保険料率の適用がされている建設事業主（以下「Aの建設事業主」という。）
 - ロ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事から建設業の許可を受けて建設業を営む者のうち、「一般の事業」又は「農林水産清酒製造の事業」としての雇用保険料率が適用されている建設事業主（以下「Bの建設事業主」という。）
-

0203 中小建設事業主

上記0202に該当する建設事業主のうち、第1共通要領0202に規定する中小企業事業主であるものをいう。

0204 所定労働時間

労働契約、就業規則、労働協約において定められた始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を除いた時間をいう。

0300 支給要件・支給額

0300a 支給要件・支給額（共通）

0301a 支給対象事業主等

本助成金は、Aの中小建設事業主であって、コースの種類ごとに定める要件に該当するものに対して、支給する。

なお、0302aの一人親方及び同居の親族のみを使用して建設事業を行っている者は、支給対象としない。また、建設事業主について、助成金の支給は、雇用保険の適用事業所を単位として行うものとする。

0302a 支給対象とならない者

次のいずれかに該当するものは本助成金の支給対象とはならない。

イ 一人親方

建設労働者を雇用しないで自ら建設業を行ういわゆる一人親方は、法第2条第5項に規定する事業主に該当しないので、本助成金の支給の対象とはならないこと。

ロ 同居の親族のみを使用して建設事業を行っている者

労働基準法において、事業主と生計を一にする同居の親族（世帯を同じくして常時生活を共にしている民法（明治29年法律第89号）第725条にいう六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族をいう。以下同じ。）は、形式上労働者として就労し賃金を受けていても、実質的には事業主と利益を一にしており、事業主と同一の地位にあるものと認められることから、原則として労働者として扱わないこととしている。したがって、同居の親族のみを使用して建設事業を行っている者は、法第2条第5項に規定する事業主には該当しないので、本助成金の支給の対象とはならないこと。

0303a 消費税相当額の取扱い

消費税相当額についても支給対象経費に含めるものとする。

0304a 併給調整

第1共通要領の0305の規定によるほか、本助成金の支給を受けることができる者が、同一の事由により助成金等の支給を受けた場合は、当該支給事由によっては、本助成金は支給しないものとする。

0300b 支給要件・支給額（雇用管理制度助成コース（建設分野）（目標達成助成））

0301b 目的

本助成金は、Aの中小建設事業主が新たに雇用管理制度の導入等を行い、実際に実施し入職率の改善を行った場合、助成金を支給するものである。

0302b 定義

イ 入職率

入職率とは雇用管理制度の導入・実施に係る事業所（以下「対象事業所」という。）における雇用保険一般被保険者（雇保法第38条第1項に規定する「短期雇用特例被保険者」及び同法第43条第1項に規定する「日雇労働被保険者」を除く。以下「雇用保険一般被保険者」という。）の若年者及び女性（取得原因が「1 新規雇用（学卒）」又は「2 新規雇用（その他）」であって、かつ雇用形態コードが「7 その他（正社員）」である、入職時点において35歳未満の者及び女性。以下「若年及び女性入職被保険者」という）の入職率をいい、以下の式にて算出する値とする。

$$\text{入職率（\%）} = \frac{\text{所定の期間における若年及び女性入職被保険者の人数}}{\text{所定の期間の初日における雇用保険一般被保険者数}} \times 100$$

ロ 評価時入職率（第1回）

「所定の期間」が、人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース）における雇用管理制度整備計画期間の末日の翌日から起算して12か月を経過するまでの期間（以下「評価時入職率等算定期間（第1回）」という。）であるものを「評価時入職率（第1回）」という。

ハ 評価時入職率（第2回）

「所定の期間」が、評価時入職率等算定期間（第1回）の末日の翌日から起算して24か月を経過するまでの期間（以下「評価時入職率等算定期間（第2回）」という。）であるものを2で除したものを「評価時入職率（第2回）」という。

ニ 離職率

離職率とは、対象事業所における雇用保険一般被保険者の離職率をいい、以下の計算式により得た値とする。ただし、計算により得た値が100%を超える場合の離職率は100%とする。

なお、「離職による雇用保険一般被保険者資格喪失者数」には、以下の(イ)から(ハ)に該当する者は含めない。

(イ) 定年退職（離職区分が「2E」に該当するもの）による離職者

(ロ) 重責解雇（離職区分が「5E」に該当するもの）による離職者

(ハ) 役員昇格、労働者の個人的な事情による労働時間の短縮等により雇用保険一般被保険者資格を喪失した者

$$\text{離職率（\%）} = \frac{\text{所定の期間における離職による雇用保険一般被保険者資格喪失者数}}{\text{所定の期間の初日における雇用保険一般被保険者数}} \times 100$$

ホ 評価時離職率（第1回）

「所定の期間」が、評価時入職率等算定期間（第1回）であるものを「評価時離職率（第1回）」という。

ヘ 評価時離職率（第2回）

「所定の期間」が、評価時入職率等算定期間（第2回）であるもの2で除したものを「評価時離職率（第2回）」という。

0303b 支給対象事業主の範囲（入職率目標達成助成（第1回））

本助成金（入職率目標達成助成（第1回））は、イ～ニの要件を満たすAの中小建設事業主に対して支給する。

イ 雇保則第118条第2項の人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース（目標達成助成））の支給を受けた事業主。

ロ 評価時入職率（第1回）が5.5%以上であること。

ハ 評価時入職率等算定期間（第1回）における若年及び女性入職被保険者の人数が、過去1年間（人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース）における雇用管理制度整備計画認

定申請日の1年前の日の属する月の初日から起算して、認定申請日の属する月の前月末までの期間）（以下、「計画時算定期間」という。）の人数を超えていること。

- ニ 0305bにおいて、第1共通要領0302の生産性要件を満たした場合の支給額の適用を受ける場合にあっては、当該生産性要件を満たしていること。

0304b 支給対象事業主の範囲（入職率目標達成助成（第2回））

本助成金（入職率目標達成助成（第2回））は、イ～への要件を満たすAの中小建設事業主に対して支給する。

- イ 0303bの助成金（入職率目標達成助成（第1回））の支給を受けた事業主
ロ 評価時入職率（第2回）が5.5%以上であること。
ハ 評価時入職率等算定期間（第2回）における若年及び女性入職被保険者の人数が計画時算定期間の人数を超えていること。
ニ 評価時離職率（第2回）については、評価時離職率（第1回）を上回っている事業主でないこと。

なお、次の表1に掲げる人数規模区分において、評価時入職率等算定期間（第2回）の初日時点の区分が、評価時入職率等算定期間（第1回）の初日時点の区分と異なる場合は、評価時入職率等算定期間（第2回）の初日時点の人数規模区分に対する目標値を達成する事業主であること。

ただし、表1において目標値とする離職率ポイント以上低下させると、評価時離職率（第2回）が0%を下回る場合にあっては、評価時離職率（第2回）を0%とすることを目標とする。

表1

人数規模区分 (対象事業所における雇用 保険一般被保険者の人数)	1～9人	10～29人	30～99人	100～299 人	300人以上
目標値 (低下させる離職率ポイント)	15%ポイント	10%ポイント	7%ポイント	5%ポイント	3%ポイント

- ホ 0306bにおいて、第1共通要領0302の生産性要件を満たした場合の支給額の適用を受ける場合にあっては、当該生産性要件を満たしていること。

0305b 支給額（入職率目標達成助成（第1回））

支給額は、57万円（ただし、第1共通要領0302の生産性要件を満たした中小建設事業主については、72万円）とする。

また、人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース）において一の雇用管理制度整備計画により複数の制度を導入した場合も、助成金の額は同額とする。

0306b 支給額（入職率目標達成助成（第2回））

支給額は、85万5千円（ただし、第1共通要領0302の生産性要件を満たした中小建設事業主については、108万円）とする。

0300c 支給要件・支給額（雇用管理制度助成コース（建設分野）（登録基幹技能者等の処遇向上支援

助成))

0301c 目的

本助成金は、その雇用する全ての登録基幹技能者等に適用される賃金テーブル又は手当の単価を増額改定し、実際に実施したAの中小建設事業主に対して支給する。

0302c 定義

イ 登録基幹技能者等

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の3の4第2項第2号により国土交通大臣が登録した登録基幹技能者講習実施機関が実施する登録基幹技能者講習を修了し、同第18条の3の6第8号の登録基幹技能者講習修了証の交付を受けた者又は建設技能者の能力評価制度（国土交通省告示第460号）に基づく建設技能者の能力評価においてレベル4と判定され、建設キャリアアップカード（ゴールド）の交付を受けた者をいう。

ロ 賃金テーブル

当該事業所で直接雇用する正規の従業員に係る基本給を算出する際の基礎となる単価（日給又は月給）を金額ごとに整理した一覧表をいう。

ハ 登録基幹技能者等手当

登録基幹技能者講習の修了者又は建設キャリアアップカード（ゴールド）の交付を受けたことを条件として支給する資格手当又は役職手当をいう。

ニ 増額改定日・増額改定適用日

- (イ) 増額改定日とは、労働協約又は就業規則に基づき規定する賃金テーブル又は登録基幹技能者等手当の増額改定を行った日をいい、労働協約であればその締結日、就業規則であれば管轄する労働基準監督署に届け出た日をいう。

ただし、労働協約又は就業規則において制度に係る施行年月日が定められている場合であって、当該施行年月日が、当該労働協約の締結日又は当該就業規則を労働基準監督署に届け出た日より後の日の場合は、当該施行年月日を増額改定日とする。

なお、常時10人未満の労働者を使用する事業主が、就業規則の実施について事業主と従業員全員の連署による申立書が添付されている就業規則を提出した場合は、当該規定に係る施行年月日とする。

- (ロ) 増額改定適用日とは、増額改定後の賃金テーブル又は登録基幹技能者等手当が賃金の算定に適用される賃金算定期間の初日をいう。

ホ 増額改定整備計画

増額改定整備計画とは、その雇用する登録基幹技能者等に係る賃金テーブル又は登録基幹技能者等手当の増額改定について事業主が作成する計画であり、増額改定の内容や対象となる登録基幹技能者の人数、増額改定予定日、増額改定後の賃金テーブル又は登録基幹技能者等手当を適用する最初の算定期間、最初の賃金支払日等を記載する。

なお、増額改定整備計画の期間（以下「増額改定整備計画期間」という。）は、増額改定日を含む月の初日を起算日とする3か月以上12か月以内の期間とし、当該期間内に最初の増額改定後の給与及び手当の支払いを行うものとする。

ヘ 就業規則

常時10人以上の労働者を使用する事業主にあつては、管轄する労働基準監督署に届け出た就業規則（就業規則において別途定めることとされている規定・規則等を含む。）をい

う。

常時10人未満の労働者を使用する事業主にあつては、労働基準監督署に届け出た就業規則又は従業員全員に周知されたことが確認できる書類が添付されている就業規則をいう。

ト 労働協約

労働組合と使用者が、労働条件等労使関係に関する事項について合意したことを文書に作成して、その双方が署名又は記名押印したものをいう。

チ 賃金算定期間

増額改定整備計画認定申請日の直前に支払われた賃金の計算時に適用した増額改定前の賃金テーブル及び資格手当等に係る直近12か月分の賃金算定期間を「改定前賃金算定期間」といい、増額改定適用日から12か月経過する日までの賃金算定期間を「改定後賃金算定期間（1年目）」、改定賃金算定期間（1年目）の翌日から12か月経過する日までの賃金算定期間を「改定後賃金算定期間（2年目）」、改定後賃金算定期間（2年目）の翌日から12か月経過する日までの賃金算定期間を「改定後賃金算定期間（3年目）」という。

リ 対象基準単価

本助成金で増額改定の基礎とする改定前賃金算定期間における登録基幹技能者等に適用されていた賃金テーブルの基本給の単価又は登録基幹技能者等手当の単価をいう。

0303c 支給対象事業主の範囲

次のイからヌまでのいずれにも該当する事業主であること。

イ 労働協約又は就業規則に定めるところにより、その雇用するすべての正規の従業員に適用される賃金テーブル（職務、職能、勤続年数等を基準とするなど階層的なものであること）を整備し運用している事業主であること。

なお、賃金テーブルの運用に係る合理的な要件が「労働協約」又は「就業規則」に規定されていること（「労働協約」又は「就業規則」に基づき「給与規定」等に規定している場合も含む）。

ロ 以下のいずれかの方法により賃金テーブル又は登録基幹技能者等手当の増額改定を行い、その雇用するすべての登録基幹技能者等に適用後の賃金を実際に支払った事業主であること。

(イ) 賃金テーブルの増額改定を行う場合

各改定後賃金算定期間に適用する登録基幹技能者等の基本給に係る賃金テーブル単価（以下「賃金テーブル単価」という）を対象基準単価を基準として次のように引き上げること。

a 改定後賃金算定期間（1年目）の賃金テーブル単価の増額改定

対象基準単価から2%以上引き上げること（但し、当該企業の登録基幹技能者等に適用される賃金テーブルに規定された他の基本給単価の増額改定（単価総数の二分の一未満の改定の場合を除く。以下「ベースアップ」という。）が行われる場合は、その増額改定された各基本給単価の上昇率の和を基本給単価の総数で除して得た率（小数点第2位を切り捨て）（以下「ベースアップ率」という）を加えた率（以下「1年目基準昇給率」という。）以上増額改定するものであること）。

b 改定後賃金算定期間（2年目）の賃金テーブル単価の増額改定

対象基準単価から1年目基準昇給率に2%を加えた率以上引き上げること（但し、当

該賃金算定期間においてベースアップがある場合は、2年目のベースアップ率を加えた率（以下「2年目基準昇給率」という。）以上増額改定するものであること）

c 改定後賃金算定期間（3年目）の賃金テーブル単価の増額改定

対象基準単価から2年目基準昇給率に2%を加えた率以上引き上げること（但し、当該賃金算定期間においてベースアップがある場合は、3年目のベースアップ率を加えた率（以下「3年目基準昇給率」という。）以上増額改定するものであること）

(p) 登録基幹技能者等手当の増額改定を行う場合

各改定後賃金算定期間に適用する登録基幹技能者等手当の単価を対象基準単価を基準として次のように引き上げること。なお、括弧の額については、助成額を2段階とする趣旨である。

a 改定後賃金算定期間（1年目）の登録基幹技能者等手当の増額改定

対象基準単価から月額換算で4,167（8,334）円以上増額改定すること。

なお、既存の登録基幹技能者等手当の改定のほか、新設又は登録基幹技能者等に適用していた他の既存の手当制度を「登録基幹技能者等手当」と名称変更して行う改定であってもよいこと。

b 改定後賃金算定期間（2年目）の登録基幹技能者等手当の増額改定

対象基準単価から月額換算8,334（16,667）円以上増額改定すること。

c 改定後賃金算定期間（3年目）の登録基幹技能者等手当の増額改定

対象基準単価から月額換算で12,500（25,000）円以上増額改定すること。

ハ 上記ロの増額改定後の賃金テーブル又は登録基幹技能者等手当を各改定後賃金算定期間中運用し、当該賃金算定期間分として登録基幹技能者等に支払った賃金が以下の水準を満たしている事業主であること。なお、括弧の額については、助成額を2段階とする趣旨である。

(イ) 上記ロ(イ)の賃金テーブルの増額改定を行った事業主

当該登録基幹技能者等に支払った各改定後賃金算定期間における基本給の総額を改定前賃金算定期間に係る基本給の総額で除した割合が各年の基準昇給率以上であって、かつ各改定後賃金算定期間における当該登録基幹技能者等に係る基本給の総額及び賃金総額（基本給、各種手当、賞与を含む労働保険料等の算定基礎としている賃金の合計。以下同じ。）から改定前賃金算定期間の基本給の総額及び賃金総額をそれぞれ減じた額が、基本給の総額及び賃金総額いずれについても、1年目は5（10）万円、2年目は10（20）万円、3年目は15（30）万円を下回らないこと。

(ロ) 上記ロ(ロ)の登録基幹技能者等手当の増額改定を行った事業主

当該登録基幹技能者等に支払った各改定後賃金算定期間における登録基幹技能者等手当の総額及び賃金総額から改定前賃金算定期間における登録基幹技能者等手当の総額及び賃金総額をそれぞれ減じた額が、登録基幹技能者等手当及び賃金総額いずれについても、1年目は5（10）万円、2年目は10（20）万円、3年目は15（30）万円を下回らないこと。

ニ 当該改定後賃金算定期間において登録基幹技能者等に適用される賃金テーブル単価又は登録基幹技能者等手当のみを除外した賃金テーブル単価又は各種手当の増額改定が行われていないこと。

- ホ 賃金テーブルを増額改定する事業主にあつては、増額改定前の賃金テーブルを改定前賃金算定期間以上運用していた実績があり、増額改定後の賃金テーブルを各改定後賃金算定期間において運用しており、かつ支給申請日において減額改定又は廃止していないこと。
- ヘ 登録基幹技能者等手当を増額改定する事業主にあつては、増額改定前の登録基幹技能者手当（又は名称変更前の他の手当）を改定前賃金算定期間以上運用していた実績があり、増額改定後の登録基幹技能者等手当を各改定後賃金算定期間において運用しており、支給申請日において減額改定又は廃止していない事業主であること。
- なお、新設の場合は、増額改定前の賃金算定期間において登録基幹技能者等手当又はこれと類似の手当を廃止していないこと。
- ト 増額改定整備計画書提出時点において、雇用保険一般被保険者である若年技能労働者（主として建設業務に従事する35歳未満の労働者。以下同じ）を正規雇用している事業主であること。
- なお、増額改定整備計画書提出時点において、雇用保険一般被保険者である若年技能労働者を正規雇用していない事業主であっても、各改定後賃金算定期間に係る支給申請時点において雇用保険一般被保険者である若年技能労働者を正規雇用しているか、又は増額改定整備計画書の提出日から各改定後賃金算定期間の末日までの期間において正規雇用の若年技能労働者に係る募集又は求人申込み（公共職業安定所に求人を申し込んだ場合に限る。）を行った場合は支給対象事業主となる。
- チ 法第5条に規定する「雇用管理責任者」を選任し、かつ、その選任した者の氏名を当該事業所に掲示すること等により周知している事業主であること。
- リ 過去に本助成金および建設労働者確保育成助成金の登録基幹技能者の処遇向上支援助成コースによる助成金を受給していないこと。
- ヌ 増額改定後の各賃金算定期間の初日から支給申請書の提出日までの期間に、雇保法第23条第1項に規定する「特定受給資格者」となる離職理由のうち離職区分1A又は3Aとされる離職理由により離職した者として受給資格の決定がなされたものの数を、増額改定整備計画提出日における雇用保険被保険者数で除して得た割合が6%を超える事業主でないこと。
- なお、上記期間内に、特定受給資格者として受給資格の決定を受けた者の数が、3人以下である場合はこの限りでない。
- ル 0305cにおいて、第1共通要領0302の生産性要件を満たした場合の支給額の適用を受ける場合にあつては、当該生産性要件を満たした中小建設事業主であること。

0304c 対象となる登録基幹技能者等

次のイからへまでのいずれにも該当する労働者であること。

- イ 事業主に直接雇用される者であつて、当該事業主と期間の定めのない労働契約を締結していること。
- ロ 当該事業所において正規の従業員として位置付けられていること。
- ハ 所定労働時間が、当該事業所の他のフルタイムの正規の従業員と同等であること。
- ニ 改定前賃金算定期間の初日から支給申請日までの期間において、当該事業所の雇用保険一般被保険者であること。
- ホ 社会保険の適用事業所に雇用されている場合は、改定前賃金算定期間の初日から支給申請

日までの期間において社会保険の被保険者であること。

- へ 各賃金算定期間の末日の翌日から支給申請日までの間において離職（本人の都合による離職及び天災その他やむを得ない理由のために事業継続が困難となったこと又は本人の責めに帰すべき理由による解雇を除く。）していない者であること。

0305c 支給額

支給額は、算定対象となる登録基幹技能者等1人につき、各改定後賃金算定期間ごとに3万3千2百円（ただし、第1共通要領0302の生産性要件を満たした建設事業主については、4万2千円）とし、0303cのロ及びハの両方ともに括弧書きの金額以上の場合には6万6千5百円（ただし、第1共通要領0302の生産性要件を満たした建設事業主については、8万4千円）とする。

0400 増額改定整備計画（雇用管理制度助成コース（建設分野）（登録基幹技能者等の処遇向上支援助成））

0401 増額改定整備計画の提出

雇用管理制度助成コース（建設分野）（登録基幹技能者等の処遇向上支援助成）の支給を希望する事業主は、0302cホの増額改定整備計画を「人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース（建設分野）（登録基幹技能者等の処遇向上支援助成））増額改定整備計画（変更）書（建雇様式第1号）」（以下「増額改定整備計画書」という。）により作成し、0404に掲げる書類を添えて、管轄労働局長に提出しなければならない。

なお、当該提出については、管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）を経由して行うことができることとする。

0402 増額改定整備計画の期間

増額改定整備計画の期間については、0302cホを参照。

0403 増額改定整備計画書の提出期間

増額改定整備計画書は、最初の増額改定日の属する月の初日の6か月前から1か月前の前日までに提出することとする。

なお、増額改定整備計画書を提出しようとする事業主が、事業主の責に帰することができない天災等のやむを得ない理由により、上記の期間内に提出できなかつた場合は、提出できなかつた理由を記した書面を添えて随時提出することができることとする。ただし、この場合であっても、最初の増額改定日の属する月の初日の1週間前までにその理由を記した書面を添えて変更届を提出させることとする。

0404 添付書類

管轄労働局長は、増額改定整備計画の認定を受けようとする事業主に対して増額改定整備計画書に次のイからヌに掲げる書類を添えて提出させるものとする。

- イ 改定前賃金総額内訳確認票（建雇様式第2号）
- ロ Aの中小建設事業主であることを確認できる書類（労働保険料概算・増加概算・確定保険料申告書（写し）又は労働保険料等納入通知書（写し））
- ハ 現行の労働協約又は就業規則
- ニ 現行の給与規程等（賃金テーブル又は登録基幹技能者等に適用されている手当の単価や適用条件等が規定された書類）

- ホ 各改定後賃金算定期間に適用を予定している増額改定の概要が分かる資料
- ヘ 賃金台帳（改定前賃金算定期間に係る基本給、各種手当、賞与など賃金の支払い状況が確認できるものに限る）
- ト 労働保険料の算定基礎として計上している賃金総額の内訳（基本給、各種手当、賞与など）が確認できる書類
- チ 登録基幹技能者講習の修了証の写し又は建設キャリアアップカードの写し（カラー）
- リ その雇用する若年技能労働者が技能労働者であることが分かる資料（作業員名簿、建設技能関連資格の免許証又は修了証の写し、建設技能関連の訓練の修了書の写し等）。増額改定整備計画書に若年技能労働者を雇用有りとしている場合のみ。
- ヌ その他管轄労働局長が必要と認める書類

0405 増額改定整備計画の受理

- イ 管轄労働局長は、増額改定整備計画書及び 0404 に掲げる添付書類（以下「増額改定整備計画書等」という。）の記載事項等について、記載漏れ、表示の錯誤その他の不備がないかを点検し、適正であると認めたときは、これを受理し、当該増額改定整備計画書の処理欄に受理年月日を記入する。

なお、受理年月日は増額改定整備計画書等が計画申請事業主から提出された日とする。
- ロ 増額改定整備計画書等の記載事項等に不備があった場合、管轄労働局長は相当の期間を定めて、計画申請事業主に補正を求める。指定された期間内に計画申請事業主が補正を行わない場合、管轄労働局長は1か月以内に補正を行うよう書面で求めることができる。計画申請事業主が期限までに補正を行わない場合、第1共通要領 0301 への要件を満たさないものとみなし、当該増額改定整備計画書は受理しない。
- ハ 管轄労働局長は、前項の増額改定整備計画書等を支給要領 0406 の確認を経た後 0407 の基準に照らして審査し、適正であると認めたときは増額改定整備計画書に受付印を押印し、受理番号を記入の上、その写しを当該建設事業主に返送する。

0406 確認事項

- イ Aの建設事業主であることの確認

提出された増額改定整備計画書及び労働保険料概算・増加概算・確定保険料申告書（写し）又は労働保険料等納入通知書（写し）により確認すること。
- ロ 「雇用管理責任者」の選任及びその周知方法の確認

提出された増額改定整備計画書等により確認すること。
- ハ 過去に本助成金および建設労働者確保育成助成金の登録基幹技能者の処遇向上支援助成コースの支給を受けていないことの確認

管轄労働局の保管する支給台帳を検索し、支給決定年月日と申請年月日を照合のうえ、本助成金および建設労働者確保育成助成金登録基幹技能者の処遇向上支援助成コース（整備助成）を支給された事業主でないことを確認すること。
- ニ 増額改定前後の賃金比較が可能である賃金制度が整備されていることの確認

提出された増額改定整備計画書に記載されている登録基幹技能者に適用されている基本給、手当等の単価及び改定前賃金算定期間の賃金総額について、改定前賃金総額内訳確認票（建雇様式第2号）や、現行の労働協約又は就業規則に基づく給与規程や賃金台帳その他の添付資料で確認できること。

ホ 適正な増額改定の内容となっているかの確認

提出された増額改定整備計画書等により、改定する賃金テーブル又は登録基幹技能者等手当がそれぞれ必要とする基準増加率及び基準増加額を満たしているかを確認すること。提出された書類で登録基幹技能者等以外の労働者の賃金テーブルも増額改定が予定されているか不明な場合は事業主に確認すること。

また、当該賃金テーブル又は登録基幹技能者等手当が「登録基幹技能者講習の修了者であること」又は建設キャリアアップカード（ゴールド）の交付を受けた者のみを適用条件としていることを確認すること。

ヘ 増額改定の対象者が登録基幹技能者等であることの確認

提出された増額改定整備計画書に記載されている登録基幹技能者等の氏名が登録基幹技能者講習の修了証又は建設キャリアアップカード（ゴールド）に記載の氏名と一致しているか確認すること。

ト 増額改定整備計画書提出日における期限の定めのない正規雇用の若年技能労働者の雇用の有無の確認（計画書に該当有りと記載がある場合）

雇用保険被保険者台帳により、資格取得原因が「1 新規雇用（学卒）」又は「2 新規雇用（その他）」、雇用形態コードが「7 その他（正社員）」、計画提出時点の年齢が 35 歳未満であるかを確認する。また添付書類により当該若年労働者と建設業務との関連の有無について確認すること。

なお、計画書に雇用の記載がない場合は、改定後賃金算定期間の日までに 0303c トの要件を満たす必要があることを説明すること。

0407 受理基準

増額改定整備計画の受理基準は次のイ及びロとし、いずれにも該当する場合に計画を受理する。

イ 増額改定整備計画が、計画提出事業主の事業所における技能労働者の最上位に位置付けられる登録基幹技能者等の処遇を相対的に向上させるものであり、その雇用する又は入職する若年技能労働者等のキャリアパスにおける目標となることが期待できる内容となっていること。

ロ 増額改定整備計画を達成するための措置内容、実施スケジュールが適正なものであること。

0408 増額改定整備計画の変更

事業主は、認定を受けた増額改定整備計画（以下「認定増額改定整備計画」という。）の記載事項等に変更（軽微な変更を除く）が生じたときは、変更内容に応じて以下のイからニに定めるところにより変更に係る増額改定整備計画書（以下「変更届」という。）を管轄労働局長に提出し、変更の確認を受けなければならない。

なお、この場合においても、管轄労働局長の指揮監督する安定所長を経由して管轄労働局長に提出できることとする。また、変更届を提出しようとする事業主が、事業主の責に帰することができない天災等のやむを得ない理由により、以下のイからニにより定めた期限までに提出できなかった場合は、提出できなかった理由を記した書面を添えて随時提出することができることとする。ただし、この場合であっても、支給申請する日までにその理由を記した書面を添えて変更届を提出させることとする。

管轄労働局長は、変更の申請がなされた場合は、0406 に準じて確認等を行うこと。

イ 増額改定日を変更する場合

増額改定日に係る変更は、変更後の増額改定日の属する月の前月末までに行うこと。

なお、変更後の増額改定日の変更前の増額改定日と同月の場合は変更を要しないものとする。

ロ 増額改定の内容を変更する場合

増額改定する賃金テーブルの増加率、又は登録基幹技能者等手当の増加額の変更は、変更前の増額改定整備計画期間の末日までであって、変更後の増額改定日の属する月の初日の1か月前までに行うこと。

なお、変更後の増額改定の概要が分かる資料も添付すること。

ハ 増額改定の方法を変更する場合

賃金テーブルの増額改定の計画を登録基幹技能者等手当の増額改定に変更する場合（又はその逆の変更を行う場合）は、変更前の増額改定整備計画期間の末日までであって、変更後の増額改定日の属する月の初日の1か月前までに新たな増額改定整備計画を提出すること。

ニ 増額改定整備計画期間を延長又は短縮する場合

増額改定整備計画期間の延長又は短縮に係る変更は、変更前又は変更後の増額改定整備計画期間の末日のいずれか早い日までに行うこと。

なお、上記イ又はロの変更を伴う場合は、イ、ロ又はニの最も早い変更届の期限までに行うこと。また、延長又は短縮後の増額改定整備計画期間についても、0302c ホに定める期間の範囲内で変更するものとする。

ホ その他の変更

その他の変更については増額改定整備計画の変更は要しない（軽微な変更に該当）。

0500 支給申請書の提出

0501 支給申請書の提出

本助成金の支給を受けようとする建設事業主は、次の各号の定めるところにより、助成金の種類に応じ、人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース（建設分野））支給申請書（以下「支給申請書」という。）を作成し、必要な書類を添付した上で、イ～ロにおいて管轄労働局長に提出しなければならない。

なお、当該提出については、管轄労働局長の指揮監督する安定所長を経由して行うことができる。また、支給申請をしようとする事業主が、事業主等又は労働者のいずれの責にも帰することができない天災等のやむを得ない理由により提出期間内に申請できない場合は、第1共通要領0401に基づく取扱いを行うこと。

イ 雇用管理制度助成コース（建設分野）（目標達成助成）

(イ) 提出先 主たる雇用保険の適用事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

(ロ) 提出期間

a 入職率目標達成助成（第1回）の場合

評価時離職率等算定期間（第1回）の末日の翌日から起算して原則2か月以内

b 入職率目標達成助成（第2回）の場合

評価時離職率等算定期間（第2回）の末日の翌日から起算して原則2か月以内

(ハ) 様式

a 入職率目標達成助成（第1回）の場合

人材確保等支援助成金（雇用管理制度コース（建設分野）（入職率目標達成助成第1回））
支給申請書（建雇様式第6号）

b 入職率目標達成助成（第2回）の場合

人材確保等支援助成金（雇用管理制度コース（建設分野）（入職率目標達成助成第2回））
支給申請書（建雇様式第6号の2）

(ニ) 添付書類

別表3のとおり

ロ 雇用管理制度助成コース（建設分野）（登録基幹技能者等の処遇向上支援助成）

(イ) 提出先 主たる雇用保険の適用事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

(ロ) 提出期間

a 改定後賃金算定期間（1年目）に適用された増額改定に係る支給申請

改定後賃金算定期間（1年目）の末日の翌日から起算して原則2か月以内

b 改定後賃金算定期間（2年目）に適用された増額改定に係る支給申請

改定後賃金算定期間（2年目）の末日の翌日から起算して原則2か月以内

c 改定後賃金算定期間（3年目）に適用された増額改定に係る支給申請

改定後賃金算定期間（3年目）の末日の翌日から起算して原則2か月以内

(ハ) 様式

人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース（建設分野）（登録基幹技能者等の処遇向上支援助成））支給申請書（建雇様式第7号）

(ニ) 添付書類

別表3のとおり

※ 添付書類の写しについては、原本から転記及び別途作成したものではなく、根拠法令に基づき、実際に使用者が事業場ごとに調製し、記入しているもの、または原本を複写機を用いて複写したものとす。

0502 支給申請書の受理及び審査

管轄労働局長は、支給申請書が提出されたときは、支給申請期間内に提出されているか、支給申請書の各欄に所要の事項が正確に記入されているか、所定の添付書類が整えられているかどうかを確認し、受理する。

受理した支給申請書について、0300の各事項に留意してこれを審査する。

0600 支給要件の確認

0601 支給要件の確認（共通）

イ 支給対象となりうる建設事業主であることの確認

(イ) 建設事業主であることの確認

支給申請書における「申請事業主」の「事業内容」により確認すること。この場合において、必要があれば、当該事業主の各事業所の所在地、届出日における資本の額又は出資の総額及び常時雇用する労働者の数に関する資料の提出を求めること。

なお、常時雇用する労働者の数は、雇用保険適用事業所台帳の被保険者数等により確認すること。

(㉓) 建設事業を行っている事業主の確認

建設事業を行っている事業主であることがわかる書類、雇用保険適用事業所台帳や登記情報連携システム（法務省が運営する、登記事項証明書を開覧及び出力することができるサービスをいう。）により確認すること。

(㉔) 雇用管理責任者を選任していることの確認

雇用管理責任者を選任していることを計画届及び支給申請書の「雇用管理責任者」欄により確認すること。

0602 支給要件の確認（雇用管理制度助成コース（建設分野）（目標達成助成））

イ 助成対象となる中小建設事業主であることの確認

支給申請書、労働保険料概算・増加概算・確定保険料申告書（写）によって確認し、必要があれば、当該事業主の各事業所の所在地、届出日における資本の額又は出資の総額及び常時雇用する労働者の数に関する資料等の提出を求めること。

ロ 評価時入職率が目標を達成していることの確認

事業所確認表、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）（写）、雇用保険被保険者台帳等により確認すること。

なお、評価時入職率については 0302b により算出すること。

ハ 人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース（目標達成助成））の支給決定を受けることの確認（入職率目標達成助成（第1回のみ））

人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース（目標達成助成））の支給を受けるものであることを確認すること。

ニ 評価時離職率（第2回）が評価時離職率（第1回）を上回っていない又は目標値を達成していることの確認（入職率目標達成助成（第2回のみ））

事業所確認表、離職証明書（写）、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）（写）、雇用保険被保険者台帳等により確認すること。

定年退職及び重責解雇による離職については、離職区分が「2E」又は「5E」であることを確認すること。

ホ 特定受給者となる理由による離職が一定以上いないことの確認（入職率目標達成助成（第2回のみ））

雇用保険被保険者台帳等により確認すること。

0603 支給要件の確認（雇用管理制度助成コース（建設分野）（登録基幹技能者等の処遇向上支援助成））

イ 助成対象となる中小建設事業主であることの確認

増額改定整備計画の「申請事業主」欄及び支給申請書の「申請事業主」欄により確認すること。

ロ 助成対象となる登録基幹技能者等であることの確認

増額改定整備計画の「申請事業主」欄及び支給申請書の「申請事業主」欄及び雇用保険被保険者台帳等により確認すること。また、当該支給申請に係る改定後賃金算定期間における雇用保険及び社会保険の加入状況について、雇用保険被保険者台帳、改定後賃金総額内訳表及び賃金台帳により確認すること。

ハ 当該改定後賃金算定期間に適用される増額改定が労働協約又は就業規則に基づき整備されて

いることの確認

労働協約、就業規則により確認すること。

- ニ 認定された増額改定整備計画に基づき、当該計画期間内に賃金テーブルの基本給単価又は登録基幹技能者手当の増額改定が行われ、実際に賃金が支払われているかの確認

計画届、申請書、改定後賃金総額内訳確認票に基づき増額改定の内容に齟齬がないか確認するとともに、増額改定後の賃金テーブルや給与規程等に規定された単価等と齟齬がないか確認すること。また、改定後賃金総額確認票に記載された基本給や登録基幹技能者等手当の各月の支払額が賃金台帳に記載された金額と齟齬がないか確認すること。

なお、当該増額改訂後の賃金テーブルの基本給単価又は登録基幹技能者等手当の適用が登録基幹技能者講習修了者又は建設キャリアアップカード（ゴールド）の交付を受けた者であることのみを条件としているかについても確認すること。

- ホ 当該改定後賃金算定期間における登録基幹技能者等の賃金総額（税金及びその他社会保険料等を控除する前の額）が 0303c ハに定める基準以上であることの確認

改定前賃金総額内訳確認票と改定後賃金総額内訳確認票により確認するとともに、改定後賃金総額内訳確認票に記載された各月各科目の賃金が賃金台帳や出勤簿等と齟齬がないか確認すること。

- ヘ 当該改定後賃金算定期間に適用される増額改定整備計画に記載のない賃金テーブルの改定がないことの確認

給与規程や賃金テーブル等により確認すること。

- ト 当該改定後賃金算定期間に適用される登録基幹技能者等のみを除外した賃金テーブル又は登録基幹技能者手当等の増額改定がないことの確認

- チ 支給申請日時点において増額改定した賃金テーブル及び登録基幹技能者等手当が減額改定又は廃止されていないことの確認

給与規程や賃金テーブル等及び事業主への聞き取り等により確認すること。

- リ 若年技能労働者を雇用している、又は雇用しようとしていることの確認

雇用保険被保険者台帳又は添付書類として提出された事業主が作成した求人応募書類、公共職業安定所で受理された求人票の写し等により確認すること。

- ヌ 増額改定整備計画期間の初日の前日から起算して 6 か月前の日から同計画末日までの期間に、特定受給資格者となる理由による離職が一定以上ないことの確認

雇用保険被保険者台帳等により確認すること。

- ル 各賃金算定期間の末日の翌日から支給申請日までの間において当該登録基幹技能労働者等が離職していないこと（改定後賃金算定期間の翌日以降に本人の都合による離職及び天災その他やむを得ない理由のために事業継続が困難となったこと又は本人の責めに帰すべき理由による解雇を除く）

0700 支給決定

0701 支給決定

管轄労働局長は、支給要件をみたすものと判定された建設事業主について、助成金の支給を決定する。

管轄労働局長は、支給の決定をしたときは、「人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース（建設分野））支給決定通知書」（建雇様式第 8 号）により事業主に通知する。

支給要件を満たさないものと判定された事業主については、助成金の不支給を決定する。

不支給の決定をしたときは、「人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース（建設分野））不支給決定通知書」（建雇様式第9号）により当該事業主に通知する。

その他、第1共通要領の0801により支給決定の取消を行う場合は、「人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース（建設分野））支給決定取消及び返還通知書」（建雇様式第10号）により当該事業主に通知する。

また、不支給の決定又は支給決定の取消し理由が不正受給である場合は、「人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース（建設分野））不支給措置期間通知書」（建雇様式第11号）を当該事業主に通知するものとする。

0702 支給決定に係る事務処理

イ 管轄労働局長は、支給決定したときは、支給申請書の処理欄に支給決定番号、支給決定年月日、支給決定金額等を記入するとともに、別に定める様式に所要の事項を記載する。

ロ 管轄労働局長は、不支給決定をしたときは、支給申請書の処理欄にその旨及び理由を記入する。

0800 雑則

0801 財源区分

本助成金の財源は、労働保険特別会計雇用勘定が負担する。

0900 委任

0901 公共職業安定所長への業務の委任

管轄労働局長は、雇用管理制度助成コース（建設分野）（登録基幹技能者等の処遇向上支援助成）に関する0400（増減改定整備計画）、0600（支給要件の確認）及び0700（支給決定）に係る業務の全部又は一部を、その指揮監督する公共職業安定所長に行わせることができることとする。

1000 附則

1001 施行期日

イ 令和4年3月31日付け職発0331第55号、雇均発0331第12号、開発0331第44号「雇用安定事業の実施等について」は令和4年4月1日から施行する。

ロ 令和4年7月21日付け職発0721第15号、雇均発0721第3号、開発0721第5号「登記情報連携システムの利用に係る関係通達の改正について」による改正は、令和4年8月1日から施行する。

1002 経過措置

イ 平成27年11月27日付け職発1127第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正関連

この要領の施行日前に提出された「雇用管理制度整備計画書」に係る建設労働者確保育成助成金（雇用管理制度コース（整備助成））の支給については、なお従前の例とする。

ロ 平成28年4月1日付け職発0401第40号能発0401第11号雇児発0401第10号「雇用安定事業の実施等について」による改正関連

この要領の施行日前に改正前の第2各助成金別要領9人材確保等支援助成金(3)建設労働者確保育成助成金の0400bに規定する雇用管理制度整備計画を提出した者に対する

建設労働者確保育成助成金（雇用管理制度コース（整備助成））の支給については、なお従前の例とする。

ハ 平成 29 年 3 月 31 日付け職発 0331 第 7 号能発 0331 第 2 号雇児発 0331 第 18 号「雇用安定事業の実施等について」による改正関連

(イ) この要領の施行日前に提出された「雇用管理制度整備計画書」に係る建設労働者確保育成助成金（雇用管理制度コース（整備助成））の支給については、なお従前の例とする。

(ロ) この要領の施行日前に改正前の第 2 各助成金別要領 9 人材確保等支援助成金(3)建設労働者確保育成助成金の 0400b に規定する増額改定整備計画を提出した者に対する建設労働者確保育成助成金（登録基幹技能者の処遇向上支援助成コース（整備助成））の支給については、なお従前の例とする。

ニ 平成 30 年 3 月 31 日付け職発 0331 第 2 号雇均発 0331 第 3 号開発 0331 第 3 号「雇用安定事業の実施等について」による改正関連

(イ) この要領の施行日前に提出された「雇用管理制度整備計画書」に係る建設労働者確保育成助成金（雇用管理制度コース（整備助成））の支給については、なお従前の例とする。

(ロ) この要領の施行日前に改正前の第 2 各助成金別要領 1 2 建設労働者確保育成助成金の 0400b に規定する増額改定整備計画を提出した者に対する建設労働者確保育成助成金（登録基幹技能者の処遇向上支援助成コース（整備助成））の支給については、なお従前の例とする。

ホ 平成 31 年 3 月 29 日付け職発 0329 第 2 号雇均発 0329 第 6 号開発 0329 第 58 号「雇用安定事業の実施等について」による改正関連

(イ) この要領の施行日前に提出された「雇用管理制度整備計画書」に係る人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース（建設分野）（整備助成））の支給については、なお従前の例とする。

(ロ) この要領の施行日前に提出された「増額改定整備計画」に係る人材確保等支援助成金の雇用管理制度助成コース（建設分野）登録基幹技能者の処遇向上支援助成に対する支給については、なお従前の例とする。

ヘ 令和 2 年 3 月 31 日付け職発 0331 第 10 号雇均発 0331 第 6 号開発 0331 第 9 号「雇用安定事業の実施等について」による改正関連

この要領の施行日前に提出された「雇用管理制度整備計画書」に係る人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース（建設分野）（整備助成））及び「増額改定整備計画」に係る人材確保等支援助成金の雇用管理制度助成コース（建設分野）登録基幹技能者の処遇向上支援助成に対する支給については、なお従前の例とする。

ト 令和 2 年 12 月 25 日付け職発 1225 第 4 号、雇均発 1225 第 1 号、開発 1225 第 17 号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」による改正は、令和 2 年 12 月 25 日から施行する

なお、当分の間、令和 2 年 12 月 25 日付け職発 1225 第 4 号、雇均発 1225 第 1 号、開発 1225 第 17 号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」によって改正された「第 2 助成金要領 8（8）雇用管理制度助成

コース（建設分野）」の様式については、当該改正前の様式でも受理するものとする。

チ 令和3年3月31日付け職発0331第25号雇均発0331第5号開発0331第6号「雇用安定事業の実施等について」による改正関連

この要領の施行日前に提出された「雇用管理制度整備計画書」に係る人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース（建設分野）（整備助成））及び「増額改定整備計画」に係る人材確保等支援助成金の雇用管理制度助成コース（建設分野）登録基幹技能者の処遇向上支援助成に対する支給については、なお従前の例とする。

リ 令和4年3月31日付け職発0331第55号、雇均発0331第12号、開発0331第44号「雇用安定事業の実施等について」による改正関連

この要領の施行日前に提出された「雇用管理制度整備計画書」に係る人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース（建設分野）（整備助成））及び「増額改定整備計画」に係る人材確保等支援助成金の雇用管理制度助成コース（建設分野）登録基幹技能者の処遇向上支援助成に対する支給については、なお従前の例とする。

日 本 標 準 産 業 分 類 (抜粋)
大 分 類 D - 建 設 業
総 説

この大分類には、主として注文又は自己建設によって建設工事を施工する事業所が分類される。
 ただし、主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所及び建設工事の企画、調査、測量、設計、監督等を行う事業所は含まれない。

建設工事

建設工事とは、現場において行われる次の工事をいう。

- (1) 建築物、土木施設その他土地に継続的に接着する工作物及びそれらに附帯する設備を新設、改造、修繕、解体、除却若しくは移設すること。
- (2) 土地、航路、流路などを改良若しくは造成すること。
- (3) 機械装置をすえ付け、解体若しくは移設すること。

事業所

建設業の事業所は、本店(個人経営などで本店のような事務所を持たない場合は事業主の住居)、支店又はその他の事務所
 で常時建設工事の請負契約を締結する事務所あるいは建設工事の現場を管理する事務所とする。

なお、建設工事の行われている現場は事業所とせず、その現場を管理する事務所に含めて一事業所とする。

建設業と他産業との関係

- (1) 建設材料、その他の製品を生産又は販売する事業所が、自己の生産品又は販売品を用いる建設工事(機械装置のすえ付け、解体、移設工事を除く)を併せ営む場合には、主な業務により製造業、卸売業又は建設業に分類される。
- (2) 金属、非金属、石炭、石油、天然ガスなどの鉱物を採取するための試掘、坑道掘さく、さく井、排土作業を主として請負う事業所は大分類C-鉱業、採石業、砂利採取業〔05〕に分類される。
- (3) 土地、建物などの不動産の賃貸業、代理業、仲介業、管理業、建設建売業(自ら労働者を雇用して建物を建設し、それを分譲する事業所を除く)、土地分譲業(自ら労働者を雇用して、土地造成を行い、それを分譲する事業所を除く)は大分類K-不動産業、物品賃貸業〔68, 69〕に分類される。
- (4) 主として試すい(錐)(鉱山用を除く)、測量又は建設工事のコンサルタント、設計、監理を行う事業所は大分類L-学術研究、専門・技術サービス業〔742〕に分類される。
- (5) 国、地方公共団体等の工事事務所、土木事務所の類は、主として建設工事を自己建設(維持補修を除く)で行うもの以外は
 大分類L-学術研究、専門・技術サービス業〔7421〕に分類される。
- (6) 石油精製、科学、製鉄、発電等のプラントを対象として、企画、設計、調達、施工、施工管理を一括して請負い、これらのサービスを提供する事業所は大分類L-学術研究、専門・技術サービス業〔7499〕に分類される。

中分類 06—総合工事業

総 説

この中分類には、主として土木施設、建築物を完成することを発注者に対し直接請負う事業所又は自己建設で行う事業所が分類される。

建築物の改装又は軽微な増・改築工事を総合的に行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、建築物の改装又は軽微な増・改築工事をを行う事業所のうち塗装工事、内装工事、給排水・衛生設備工事などの個別の工事をを行う事業所は、中分類〔07, 08〕に分類される。

小 分 類 細 分 類
番 号 番 号

- | | |
|------|--|
| 060 | 管理、補助的経済活動を行う事業所 (06 総合工事業) |
| 0600 | 主として管理事務を行う本社等
主として総合工事業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための総務、財務・経理、法務、広報・宣伝、保有資機材の管理、仕入・原材料購入等の現業以外の業務を行う事業所をいう。
○管理事務を行う本社・本所・支社・支所 |
| 0609 | その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
主として総合工事業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。
○自家用車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用資材置場 |
| 061 | 一般土木建築工事業 |
| 0611 | 一般土木建築工事業
各種の土木施設と建築物を、いずれでも完成する能力を有する事業所をいう。
完成する能力とは、土木技術者及び建築技術者の双方を有し、かつ現実に土木工事及び建築工事の双方を施工しているか、又は最近において双方を施工した実績を有することである。
○一般土木建築工事業 |
| 062 | 土木工事業(舗装工事業を除く) |

- 0621 土木工事業(別掲を除く)
 一般土木建築工事業に属さないで、主として堤防、護岸、水利、床固、山腹工事などによる河川・砂防・海岸・治山施設工事、ダム工事、各種の貯水池、用水池などの建設工事、各種の水路工事、かんがい排水施設工事、防波堤、岸壁・棧橋などの港湾施設工事、埋立工事、干拓工事、開墾工事、軌条敷設・停車場・鉄道土工・伏せどい・溝橋などの鉄道施設工事、地下鉄・地下工作物工事、ドック建設工事、高架道路・高架施設工事、橋りょう工事(鋼橋上部工事を除く)、ずい道工事、水源施設・浄水施設・送水施設・配水施設などの上水道工事、下水管きょ・ポンプ施設・下水処理場などの下水道工事、道路工事、駐車場工事、飛行場・水上飛行場工事、運動競技場・競馬場・競輪場工事、宅地造成工事などのすべて又はいずれかを行うことによって、土木施設を完成する事業所をいう。
 ただし、主として造園工事を行う事業所は細分類 0622 に、しゅんせつ工事を行う事業所は細分類 0623 に、舗装工事を行う事業所は細分類 0631 に分類される。
 ○土木工事業
 ×造園工事業〔0622〕；しゅんせつ工事業〔0623〕；舗装工事業〔0631〕
- 0622 造園工事業
 主として庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事を行う事業所をいう。
 ○造園工事業；ゴルフ場工事業
 ×造園業〔0141〕；植木業〔0141〕；整地工事業〔0621〕
- 0623 しゅんせつ工事業
 主としてしゅんせつ工事及びしゅんせつ工事を伴う土木工事を行う事業所をいう。
 ○しゅんせつ工事業
- 063 舗装工事業
 0631 舗装工事業
 主として道路舗装工事及び舗装工事を伴う土木工事を行う事業所をいう。
 ○道路舗装工事業
- 064 建築工事業(木造建築工事業を除く)
 0641 建築工事業(木造建築工事業を除く)
 主として木造建築物のみでなく、鉄骨鉄筋コンクリート造建築物、鉄筋コンクリート造建築物、無筋コンクリート造建築物、鉄骨造建築物、組立鉄筋コンクリート造建築物、コンクリートブロック造建築物、プレハブ리케이션建築物(ユニット住宅を含む)、石造建築物又はれんが造建築物を完成する事業所をいう。
 ○建築工事請負業；鉄骨造建築工事請負業；組立鉄筋コンクリート造建築工事業；コンクリートブロック造建築工事業；プレハブ리케이션建築工事業
 ×建築リフォーム工事業〔0661〕
- 065 木造建築工事業
 0651 木造建築工事業
 主として木造建築物のみを完成する事業所をいう。
 ○木造建築工事業；木造住宅建築工事業
 ×木造建築リフォーム工事業〔0661〕
- 066 建築リフォーム工事業
 0661 建築リフォーム工事業
 主として各種建築物の改装又は軽微な増・改築工事を総合的に行う事業所をいう。
 ○建築リフォーム工事業；住宅リフォーム工事業；木造建築リフォーム工事業
 ×内装工事業〔0782〕；塗装工事業〔0771〕；屋根工事業〔0761 又は 0794〕；冷暖房設備工事業〔0832〕；給排水・衛生設備工事業〔0833〕

中分類 07—職別工事業(設備工事を除く)

総 説

この中分類には、主として下請として工事現場において建築物又は土木施設などの工事目的物の一部を構成するための建設工事を行う事業所が分類される。

ただし、設備工事を行う事業所は中分類 08—設備工事業に分類される。

小分類 細分類 番号 番号

- 070 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (07 職別工事業)
- 0700 主として管理事務を行う本社等
主として職別工事業の事業所を統括する本社等として, 保有資機材の管理等の現業以外の業務を行う事業所をいう。
○管理事務を行う本社・本所・支社・支所
- 0709 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
主として職別工事業における活動を促進するため, 同一企業の他事業所に対して, 輸送, 清掃, 修理・整備, 保安等の支援業務を行う事業所をいう。
○自家用車庫; 自家用修理工場; 自家用補修所; 自家用資材置場
- 071 大工工事業
- 0711 大工工事業(型枠大工工事業を除く)
主として大工工事(型枠大工工事業を除く)を行う事業所をいう。
建築物建設について, 大工工事(型枠大工工事業を除く)のほかにとび工事, 左官工事, 屋根工事などを組み合わせて, 木造建築物の完成を発注者から直接に請負うことを主とする事業所は中分類 06 [0651] に, 主として型枠大工工事を行う事業所は細分類 0712 に分類される。
○大工工事業; 造作大工業; 堂宮大工業(総合請負をしないもの); 木造りゅう骨工事請負業
×木造建築工事業 [0651]; 型枠大工工事業 [0712]
- 0712 型枠大工工事業
主として型枠大工工事を行う事業所をいう。
○型枠大工工事業; 仮枠大工工事業
- 072 とび・土工・コンクリート工事業
- 0721 とび工事業
主として建方, 足場組立, 金属製仮設工事, 支柱工事, ひき屋工事を行う事業所をいう。
○とび工事業; 足場組立業; 建方業(とび工事を主とするもの); ひき屋工事業; メタルフォーム組立業; 組立鉄筋コンクリート組立業; くい打工事業; 仕事師業(とび工事を主とするもの)
- 0722 土工・コンクリート工事業
主として土工工事及び一般的なコンクリート工事(型枠大工工事業を除く)を行う事業所をいう。
○土工工事業; 機械土工工事業; コンクリート工事業; コンクリート圧送工事業; コンクリート打設工事業; 仕事師業(土工工事を主とするもの); 地盤改良工事業; ウェルポイント工事業; 薬液注入工事業
- 0723 特殊コンクリート工事業
主として潜かん(函)などの特殊コンクリート基礎工事, 場所打ちコンクリートぐい工事, 独立コンクリート煙突工事などの作業を行う事業所をいう。
○特殊コンクリート基礎工事業; 場所打ちコンクリートぐい工事業; 独立コンクリート煙突工事業; プレストレストコンクリート工事業; 特殊コンクリート工事業
- 073 鉄骨・鉄筋工事業
- 0731 鉄骨工事業
主として現場で構造用鋼材の組立, びょう接, 溶接工事を行う事業所をいう。
○鉄骨工事業; 橋りょう工事業
×建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む) [244]
- 0732 鉄筋工事業
主としてコンクリート用鉄筋工事を行う事業所をいう。
○鉄筋工事業
- 074 石工・レンガ・タイル・ブロック工事業
- 0741 石工工事業
主として現場で天然石あるいは人造石の造形, 取付け仕上げを行う事業所をいう。
○石工業(建設工事を行うもの); 石工工事業; 石垣築造業; 道路石工事業; 軌道石工事業
×建築材料卸売業 [531]; 石工品製造業 [2184], 土工工事業 [0722]
- 0742 れんが工事業
主としてれんが工事を行う事業所をいう。
○れんが工事業
×築炉工事業 [0891]; モザイクタイル加工業 [2146]
- 0743 タイル工事業
主としてタイル・モザイク・テラコッタ工事を行う事業所をいう。
○タイル工事業
×モザイクタイル加工業 [2146]

- 0744 コンクリートブロック工事業
主としてコンクリートブロック工事を行う事業所をいう。
○コンクリートブロック工事業；歩道用コンクリートブロック工事業
×コンクリート製品製造業〔2123〕
- 075 左官工事業
- 0751 左官工事業
主として左官工事、木舞工事並びに現場における擬石研ぎ出し・磨き出し工事及びモルタル吹付工事などを行う事業所をいう。
○左官業；木舞業；漆くい工事業；磨き出し工事業；吹付工事業
- 076 板金・金物工事業
- 0761 金属製屋根工事業
主として亜鉛鉄板、銅板、アルミニウム板などを用い、折板、瓦棒、波形平板ぶきなどの工法による屋根工事を行う事業所をいう。
○鉄板屋根ふき業；銅板屋根ふき業；アルミニウム屋根ふき業
×かわら屋根ふき業〔0794〕；スレート屋根ふき業〔0794〕
- 0762 板金工事業
主としてとい(樋)、水切、雨押、スカイライト、ブリキ煙突などの工事を行う事業所をいう。
注文を受けて板金工事用の製品を製作し、これを現場で取り付ける事業所も含まれる。
○板金工事業
- 0763 建築金物工事業
主として面格子、装飾金物、メタルラスなどの建築金物工事を行う事業所をいう。
○建築金物工事業
×金物卸売業〔5591〕；金物小売業〔6021〕
- 077 塗装工事業
- 0771 塗装工事業(道路標示・区画線工事業を除く)
主として建築物内外、建築設備、鉄塔、鉄橋その他の鋼製構築物、木柱、木べい、木橋その他の木造構築物、船舶などの塗装を行う事業所をいう。
○塗装工事業；鋼橋塗装工事業；建築装飾工事業(塗装工事を主とするもの)；船舶塗装業
×看板書き業〔9293〕；塗料卸売業〔5321〕；道路標示・区画線工事業〔0772〕
- 0772 道路標示・区画線工事業
主として道路面の標示・区画線工事を塗装によって行う事業所をいう。
○道路標示・区画線工事業
- 078 床・内装工事業
- 0781 床工事業
主としてプラスチック系床タイル、床シート、カーペット、フローリングブロックなどの取付け・仕上工事を行う事業所をいう。
○床張工事業；フローリング工事業；船舶床張請負業
- 0782 内装工事業
主としてテックスその他繊維板のはり付け工事、壁紙工事、その他建築物及び船舶内部の装飾工事を行う事業所をいう。
○テックス工事業；練付工事業；壁紙工事業；室内装飾工事業
×家具小売業〔6011〕；畳卸売業〔5513〕；家具・建具卸売業〔5511〕；室内装飾繊維品卸売業〔5514〕
- 079 その他の職別工事業
- 0791 ガラス工事業
主としてガラスの取付工事のみを行う事業所をいう。
ガラスを販売するとともにその取付工事を行う事業所は含まれない。
○ガラス工事業
×板ガラス卸売業〔5313〕；板ガラス小売業〔6094〕
- 0792 金属製建具工事業
主として金属製サッシ、金属製ドア、金属製シャッター、防火扉、非常階段などの取付工事のみを行う事業所をいう。
個人の注文を受けて金属製建具を製作しこれを取付ける事業所は大分類Ⅰ－卸売・小売業〔6012〕に分類される。
○金属製建具取付業
×金属扉・窓枠・くり形及び組枠製造業〔2443〕；建具小売業〔6012〕
- 0793 木製建具工事業
主として木製建具の取付工事のみを行う事業所をいう。
個人の注文を受けて木製建具を製作しこれを取付ける事業所は大分類Ⅰ－卸売・小売業〔6012〕に分類される。
○つりこみ業(木製建具工事業)
×建具小売業〔6012〕；家具・建具卸売業〔5511〕；建具製造業〔1331〕
- 0794 屋根工事業(金属製屋根工事業を除く)
主として屋根工事(金属製屋根工事業を除く)を行う事業所をいう。
○屋根ふき業(板金を除く)；かわら屋根ふき業；木羽屋根ふき業；とんとんぶき業；スレート屋根ふき業；かや屋根ふき業
×コンクリート製品製造業〔2123〕；金属製屋根工事業〔0761〕
- 0795 防水工事業
主としてアスファルト防水工事、モルタル防水工事などを行う事業所をいう。
○防水工事業；アスファルト防水工事業；モルタル防水工事業

- 0796 はつり・解体工事業
主としてコンクリート構造物のはつり及び破壊を行う事業所をいう。
○はつり工事業；解体工事業
- 0799 他に分類されない職別工事業
主として他に分類されない職別工事を行う事業所をいう。
○サンドブラスト業；潜水工事業；建設揚重業；炉解体業；カーテンウォール工事業；電気防蝕工事業

中分類 08—設備工事業

総 説

この中分類には、主として電気工作物、電気通信信号施設、空気調和設備、給排水・衛生設備、昇降設備、その他機械装置などの設備を完成することを発注者に対し直接請負う事業所又は自己建設を行う事業所並びに下請としてこれらの設備の一部を構成するための設備工事を行う事業所が分類される。

小分類 細分類 番号 番号

- 080 管理、補助的経済活動を行う事業所（08 設備工事業）
- 0800 主として管理事務を行う本社等
主として設備工事業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための総務、財務・経理、法務、広報・宣伝、保有資機材の管理、仕入れ・原材料購入等の現業以外の業務を行う事業所をいう。
○管理事務を行う本社・本所・支社・支所
- 0809 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
主として設備工事業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。
○自家用車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用資材置場
- 081 電気工事業
- 0811 一般電気工事業
主として送電線・配電線工事(地中線工事を含む)、電気鉄道・トロリーカー・ケーブルカー等の電線路工事、海底電線路配線工事、しゅんせつ船電路工事、その他これらに類する工事並びに水力発電所・火力発電所の電気設備工事、変電所変電設備工事、開閉所設備工事、変流所設備工事、船内電気設備工事、電気医療装置設備工事等の設備工事をすべて又はいずれかを施工する事業所をいう。
○送配電電線路工事業；電気設備工事業
- 0812 電気配線工事業
主として建築物、建造物の屋内、屋側及びその構内外の電灯照明、電力、同機器の配線工事、一般工場、事業場、会社、商店、住宅その他電灯照明電力機器の配線工事、屋外照明、アーケード、道路照明等の照明設備配線工事、一般電気使用施設の自家用受変電設備工事、配線工事、空港等の配線工事又はネオン広告塔・電気サイン広告塔・ネオン看板・電気看板等の設備並びに配線工事のすべて又はいずれかを施工する事業所をいう。
○電気配線工事業；ネオン装置工事業；船内配線業
×電気機械器具小売業〔5931〕；電気機械器具卸売業〔543〕；屋外広告業（総合的なサービスを提供するもの）〔7311〕
- 082 電気通信・信号装置工事業
- 0821 電気通信工事業(有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く)
主として電話線路(ケーブルを含む)、無線電信電話空中線設備(支持柱を含む)、電信電話機械設備に関する工事又はその一部を施工する事業所をいう。
ただし、有線テレビジョン放送設備の設置工事を施工する事業所は細分類 0822 に分類される。
○電気通信工事業；電話線路工事業；通信土木工事業；有線・無線電話機械設備設置工事業；電信機械設備設置工事業；無線テレビジョン放送設備設置工事業；有線・無線ラジオ放送設備設置工事業
×通信機械器具卸売業〔5432〕；有線テレビジョン放送設備設置工事業〔0822〕
- 0822 有線テレビジョン放送設備設置工事業
主として有線テレビジョン放送設備の設置工事を施工する事業所をいう。
○有線テレビジョン放送設備設置工事業
- 0823 信号装置工事業
主として閉そく器、電気信号機、連動機、転てつ装置、踏切保安装置、電気信号線支持物などの信号保安装置及び火災報知機、その他の警報装置に関する工事を施工する事業所をいう。
○信号装置工事業；火災報知器工事業
×通信機械器具卸売業〔5432〕
- 083 管工事業(さく井工事業を除く)
- 0831 一般管工事業
主として冷暖房設備、温湿度調節装置、換気装置、空気調節装置、乾燥装置、冷凍冷蔵装置、製氷装置、冷却塔などの熱学施設及び給排水・衛生設備に関する工事をすべて施工する事業所をいう。
○一般管工事業
- 0832 冷暖房設備工事業
一般管工事業に属さない、主として冷暖房設備、温湿度調節装置、換気装置、空気調節装置、乾燥装置、冷凍冷蔵装置、製氷装置、冷却塔などの工事を施工する事業所をいう。
○冷暖房設備工事業；温湿度調節装置・乾燥装置工事業；冷凍冷蔵・製氷装置工事業

- 0833 給排水・衛生設備工事業
 一般管工事業に属さない，主として建築物，工場など各種施設の給水設備(井戸ポンプを含む)，排水設備，給湯設備，消火設備，水洗便所，ちゅう房設備，汚水汚物処理装置，汚物浄化槽，じんかい処理装置などの設備工事を施工する事業所をいう。
 ○給排水設備工事業；給水設備工事業；排水設備工事業；消火設備工事業；衛生設備工事業；井戸ポンプ工事業
 ×衛生用陶磁器卸売業〔5319〕
- 0839 その他の管工事業
 主としてガス導管配管，ガス内管配管，送油管配管，プラント配管，その他の配管工事を
 行う事業所をいう。
 ○ガス配管工事業；配管工事業
- 084 機械器具設置工事業
- 0841 機械器具設置工事業(昇降設備工事業を除く)
 主として機械装置のすえ付基礎工事，機械装置のすえ付け，組立，解体などの工事を施工
 する事業所をいう。
 ○機械器具設置工事業；収じん(塵)装置工事業；索道架設工事業；計装工事業；自動ドア設
 置工事業
- 0842 昇降設備工事業
 主としてエレベータ，エスカレータなどの昇降設備に関する建設工事を施工する事業所を
 いう。
 ○昇降設備工事業
- 089 その他の設備工事業
- 0891 築炉工事業
 主として溶鉱炉，平炉，石灰窯，れんが窯，融解窯，じんあい(塵埃)焼却炉，火葬場の炉，
 火力発電所などのボイラなど各種の窯炉建設工事を施工する事業所をいう。
 ○築炉工事業
- 0892 熱絶縁工事業
 主として管，ボイラ，その他の熱絶縁工事を施工する事業所をいう。
 ○保温保冷工事業；熱絶縁工事業；ボイラ熱絶縁工事業
- 0893 道路標識設置工事業
 主として道路において標識設置工事を施工する事業所をいう。
 ○道路標識設置工事業
- 0894 さく井工事業
 主としてさく井，観測井・環元井，温泉の掘さく，浅井戸の築造，揚水設備の設置などの
 工事を施工する事業所をいう。
 ○さく井工事業；さく泉工事業；井戸掘業
 ×原油採取業〔0531〕；天然ガス採取業〔0532〕

建設業法における建設業の範囲

No. 1

建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
土木一式工事	総合的な企画，指導，調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修，改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	
建築一式工事	総合的な企画，指導，調整のもとに建築物を建設する工事	
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し，又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事，型枠工事，造作工事
左官工事	工作物に壁土，モルタル，漆くい，プラスター，繊維等をこて塗り，吹付け，又ははり付ける工事	左官工事，モルタル工事，モルタル防水工事，吹付け工事，とぎ出し工事，洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ 足場の組立て，機械資材等の重量物の運搬配置，鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち，くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削，盛上げ，締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事，ひき工事，足場等仮設工事，重量物の揚重運搬配置工事，鉄骨組立て工事，コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事，くい打ち工事，くい抜き工事，場所打ぐい工事 ハ 土工事，掘削工事，根切り工事，発破工事，盛土工事 ニ コンクリート工事，コンクリート打設工事，コンクリート圧送工事，プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事，地盤改良工事，ボーリンググラウト工事，土留め工事，仮締切り工事，吹付け工事，道路附属物設置工事，捨石工事，外構工事，はつり工事
石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し，又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事，コンクリートブロック積み(張り)工事
屋根工事	瓦，スレート，金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備，変電設備，送配電設備，構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事，送配電線工事，引込線工事，変電設備工事，構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事，照明設備工事，電車線工事，信号設備工事，ネオン装置工事
管工事	冷暖房，空気調和，給排水，衛生等のための設備を設置し，又は金属製の管を使用して水，油，ガス，水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事，冷凍冷蔵設備工事，空気調和設備工事，給排水・給湯設備工事，厨房設備工事，衛生設備工事，浄化槽工事，水洗便所設備工事，ガス管配管工事，ダクト工事，管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事	れんが，コンクリートブロック等により工作物を築造し，又は工作物にれんが，コンクリートブロック，タイル等を取付け，又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事，レンガ積み(張り)工事，タイル張り工事，築炉工事，スレート張り工事，サイディング工事
鋼構造物工事	形鋼，鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事，橋梁工事，鉄塔工事，石油，ガス等の貯蔵用タンク設置工事，屋外広告工事，閘門，水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し，接合し，又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事，鉄筋継手工事
ほ装工事	道路等の地盤面をアスファルト，コンクリート，砂，砂利，砕石等によりほ装する工事	アスファルトほ装工事，コンクリートほ装工事，ブロックほ装工事，路盤築造工事
しゅんせつ工事	河川，港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事

建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設備工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設備工事、給排気機器設備工事、揚排水機器設備工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車場設備工事
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園地工事、水景工事、緑地育成工事
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事を伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水道処理設備工事
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴射、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース（建設分野））の支給申請書に添付する書類

申請書の名称	添付書類
<p>1 人材確保等支援助成金（雇用管理制度コース（建設分野）（入職率目標達成助成（第1回））支給申請書（建雇様式第6号）</p> <p>人材確保等支援助成金（雇用管理制度コース（建設分野）（入職率目標達成助成（第2回））支給申請書（建雇様式第6号の2）</p>	<p>○共通</p> <p>1 労働保険料概算・増加概算・確定保険料申告書（写し）又は労働保険料等納入通知書（写し）</p> <p>2 Aの中小建設事業主であることを確認できる書類</p> <p>3 その他管轄労働局長が必要と認める書類</p> <p>○入職率目標達成助成（第1回）の場合</p> <p>1 「人材確保等支援助成金支給申請書」等（写）（様式第a-7号）</p> <p>2 計画時算定期間及び評価時入職率等算定期間（第1回）に新たに入職した35歳未満及び女性の労働者に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）（写）</p> <p>3 入職状況調査票（建雇様式第6号別紙①及び②）</p> <p>○入職率目標達成助成（第2回）の場合</p> <p>1 入職率目標達成助成（第1回）に係る支給決定通知書（写）</p> <p>2 入職状況調査票（建雇様式第6号の2別紙）</p> <p>3 計画時算定期間及び評価時入職率等算定期間（第2回）に新たに入職した35歳未満及び女性の労働者に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）（写）</p> <p>4 対象事業所における評価時入職率等算定期間（第2回）の雇用保険一般被保険者の離職状況がわかる書類（離職証明書（写）、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）（写）等）</p>
<p>2 人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース（建設分野）（登録基幹技能者等の処遇向上支援助成））支給申請書（建雇様式第7号）</p>	<p>1 労働保険料概算・増加概算・確定保険料申告書（写）又は労働保険料等納入通知書（写）</p> <p>2 受理印が押された増額改定整備計画書（写）</p> <p>3 増額改定された賃金テーブルまたは登録基幹技能者等手当について規定されている労働協約又は就業規則</p> <p>4 増額改定した賃金テーブル及び登録基幹技能者等手当の内容や適用条件等が確認できる書類（支給申請日現在で有効である給与規定、賃金テーブル、手当規程その他）</p> <p>5 増額改定した賃金テーブルの基本給及び登録基幹技能者等手当による賃金を実際に支払ったことが確認できる書類</p> <p>(a) 賃金台帳及び出勤簿等出勤状況が確認できる書類（当該支給申請に係る改定後賃金算定期間の初日から末日までに係る全ての月分）</p> <p>(b) 改定後賃金総額内訳確認票（建雇様式第7号の2）</p> <p>6 計画書提出以降に若年技能労働者の募集または求人申込みをしたことが分かる書類</p> <p>7 その他労働局長が必要と認める書類</p>